

1 配分対象

被災により土砂流出した住家等の宅盤に係る法面であって、その地域の被災者が合意の下に二次災害防止（建物や公共的空間等への被害防止）のためにその復旧に取り組むもの

- 「建物」とは、①住家、②店舗、事業所等の事業用建物、③貸家・貸店舗等、④空き家（居住用に限る。）をいい、義援金の配分対象としている建物とします。
- 「公共的空間等」とは、①道路（里道を含む。）、②公園、③運動広場、④ちびっこ広場、⑤スポーツ広場、⑥ゲートボール場等をいい、不特定多数の市民が利用しているものとします。

2 配分額

復旧に要した費用相当額の9割の額とし、限度額は、住家は1世帯につき500万円、その他は1所有者につき250万円

3 申請者

当該取組を行う者（複数の者の代表者でも可とします。）

4 申請方法

下記の必要書類を添付し、区役所市民部区政調整課又は企画総務局総務課へ提出

区分	提出書類
施工前	① 義援金申請書（第3次配分用）
	② 施工業者による見積書及び工事費内訳書
	③ 住家等の宅盤に係る法面所有者の同意を証する書類
	④ 二次災害防止の要件を証する付近の見取図及び写真
	⑤ 町内会・自治会（以下「町内会」という。）が二次災害防止のため、土砂流出した住家等の宅盤に係る法面の復旧に合意していることを証する書類
	⑥ 町内会が被災者を構成員としていることを確認できる書類（町内会名簿、り災証明書等）
施工後	⑦ 当該復旧費用を支払ったことを確認できる書類等（領収書の写し、工事費内訳書）
	⑧ 当該宅盤に係る法面の復旧した箇所が確認できる写真
	⑨ その他復旧の内容等に応じて確認が必要となる事実を証する書類

5 留意事項

- (1) 配分対象の要件として、住家等の再建、住家等の被害程度は問わないものとします。また、被災時に空き地であった宅盤に係る法面も配分対象とします。
- (2) 町内会の合意を証する書類があれば、原則、申請者の資格は問わないものとします。
- (3) 申請に基づき、配分を決定した際には、配分に係る決定通知書を交付の上、当該申請に係る取組が完了した時点で配分し、事前の配分は行いません。なお、自己資金の不足により代金の支払いができない場合は、工事完了報告書等の提出により、領収書の写しの提出に代えることもできますので、ご相談ください。
- (4) この義援金は、「住家等に半壊以上の被害を受け、住家等の再建を行った世帯等で、住家等の宅盤に著しい被害を受け修復を行った世帯等への義援金」と重複して受け取ることはできません。